

平成29年9月定例会
政策総務常任委員会会議録

招 集 月 日	平成29年9月12日(火)
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 会 日 時	平成29年9月12日(火) 午前 8時58分
散 会 日 時	平成29年9月12日(火) 午後 1時55分
委 員 長	金 子 雄 一
委員会出席委員	
委 員 長	金 子 雄 一
副 委 員 長	永 沼 博 昭
委 員	中 野 昭 竹 田 悦 子 坂 本 晃 野 本 恵 司 矢 島 洋 文
委員会欠席委員	
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	議 題 名	審 査 結 果
第 4 7 号	平成 2 9 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 3 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 5 1 号	平成 2 8 年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分	認定

委員会執行部出席者

（秘書室）

秘書室長 武井 利男

秘書室参事兼秘書課長

佐々木紀演

地域活性化特命チーム参与

中島 章男

地域活性化特命チーム課長

高坂 清

（企画部）

企画部長 望月 栄

企画部副部長 榎本 智

企画部参事兼総合政策課長

齊藤 隆志

財政課長 小林 宣也

情報システム課長兼社会保障・

税番号制度導入プロジェクト課

長 野口 高志

危機管理課長 田島 盛明

（総務部）

総務部長 福田 芳智

総務部副部長兼総務課長

清水 洋

総務部参事兼職員課長

山崎 勝利

契約検査課長 堀越 延年

自治文化課長 藤崎 秀也

自治文化課副参事 沼上 勝

吹上支所長 吉田 憲司

川里支所長 武藤 幸二

会計管理者 宮澤 芳之

会計課副参事 高子 英江

監査委員事務局長 田口 義久

書記 小野田直人

書記 中島 達也

(開会 午前 8 時 5 8 分)

(委員長) ただいまから政策総務常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。

坂本晃委員と野本恵司委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第 47 号 平成 29 年度鴻巣市一般会計補正予算(第 3 号)のうち本委員会に付託された部分、議案第 51 号平成 28 年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分の議案 2 件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。議案について議案番号順に執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

なお、議案第 51 号の一般会計決算認定については、歳入の歳出は別々に執行部から説明を受けた後、質疑を行い、その後討論、採決の方法で進めたいと思います。

また、議案審査終了後、視察研修について採決を行いたいと思います。この方法でご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

初めに、議案第 47 号 平成 29 年度鴻巣市一般会計補正予算(第 3 号)のうち本委員会に付託された部分について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(矢島) 17 ページ、定住促進事業についてお伺いします。

こういった事業を始めて功を奏して、補正をしなければならないほどの申し込みがあったのは非常にいいことだと思います。この 200 万円なのですけれども、どうして 200 万円にしたのか。もっと P R して、もっと

ドラスティックに世間にアピールするためにはどおんとお金をつぎ込むことも大変効果的かなと思うのですが、その辺はどういうお考えで 200 万円にしたのか、お聞かせください。

（企画部参事兼総合政策課長）住宅の取得につきましては、年度当初一気に多く出ております。最近是非常にちょっと落ちついている状況もありますので、1年間を通しまして昨年の実績を踏まえて 200 万円の補正というふうに考えております。委員のおっしゃるとおり、もっと P R してたくさんこのような事業を活用されることを期待しておりますが、今申し述べましたとおり、昨年の実績等を踏まえましてこのような補正となっております。

以上です。

（矢島）該当者を見ますと、近隣の方がやはり多いように思われます。もっと広くアピールするためには何が必要なのか、それとも余り広くアピールしようとしていないのかわかりませんが、もっと県外とかから呼び込むためには何が必要なのか、どういうふうに考えていますか。お聞かせください。

（企画部参事兼総合政策課長）市外、県外から来ていただくことはもちろんでございますが、もう一つの観点としましては市内に親御さんが住んでいらっしゃるって、そのお子さんが市外、県外に出ておられて、その子どもが戻ってくる、まずは市内にも P R をしまして、戻ってこいよと、一緒に同じ市内に住もうよというようなことも大変重要かと思っております。もちろん市外、県外から来ていただくことも重要だと思っておりますので、その辺につきましても今後考えていきたいというふうに思っております。

（矢島）ある程度ターゲットが絞り込めるのだったら、そういったお宅を抽出というか、見つけてピンポイントに案内をしたりとか、そういうことはできないのか。個人情報関係で難しい部分もあるかもしれませんが、そういったことができるのか、できないのか、お聞かせください。

（企画部参事兼総合政策課長）ピンポイントにということですが、

そこをどういうふうに調べていったいいか、やはり難しいところかと思
います。

以上です。

(坂本) 14、15のところの市債のところ、これ聞いてもいいのだよね、
教育債のところは。財政課だからね。この北側生涯学習施設建設事業費
ということで、今回減額になってくるような状況なのですけれども、今
までの立てていた計画と今回の修正の設計委託になるけれども、その至
った理由を、どういうことなのか聞きたいと思います。

(何事か声あり)

(坂本) 追加か。もともとなかったのだけれども、これ入ってくるとい
うこと。だから、最初の大きな計画ができていたわけだけれども、それ
を今回設計を変更するということだよ。そのためにこれだけ費用がか
かるということだと思っただけだけれども、最初のもとのものがどの程度
のもので、それがこういうふうになる理由というのをひとつ聞きたい。

(企画部長) 財政サイドからということで、起債を担当課のほうから事
業費が確定の中で発行していきますので、ここで私どものほうがこうい
う理由でこういうふうになったというのはなかなか、委員会が文教のほう
ですので、私のほうで申し上げる予定はないのですけれども、ただ全
体として財政側のほうでしますと、今回のケースに関しましては2階を
1階にしたということで、当然当初の計画から設計変更が生じますので、
その部分に対して今回は起債をかけているという形になります。そうい
う意味で、今後来年度以降今度は建設費のほうの起債発行と、そんな形
になってくるというふうに考えております。

(坂本) 当初予定2回だったのが1回だったのですけれどもという、い
ろんな理由があると思うのです。細かいことは文教のほうで聞いてくれ
ということで、それ以上は言えないということだね。わかりました。そ
れではいいです。

(野本) 23ページの地域活性化特命チーム・地域医療体制整備基金積立
金ですが、まず今回これを補正するという理由から伺いたいと思います。

(地域活性化特命チーム課長) 今回この金額補正させていただきますの

は、これから県のほうの第7次の計画、こういうもののスケジュールが見えてまいりましたので、それに伴い準備という形で、2億円という形で積み増しするというものでございます。

(野本)7次の計画のスケジュールに合わせて積み立てをすると。では、その2億円というのはどういう理由なのかを伺いたい。

(地域活性化特命チーム課長)2億円の金額の根拠という形だと思われるのですが、2億円というその2億という数字に特段根拠といますか、意味があるわけではございませんので、やはりその時々的情勢等を見据えながら、担当課としてみれば一円でも多く積みれば準備ということでもいいのですけれども、財政状況等を見ながら今回は2億円という形で準備したという形になります。

以上です。

(野本)そうすると、今年度の中でまだ今後も今年度積み増しをする可能性もあるということなのでしょうか。

(地域活性化特命チーム課長)そのときのやはり状況に応じて、場合によっては積まなければいけない状況もあるかもしれませんが、その辺はちょっと今の段階ではまだこれから先に補正で積むという予定はございませんけれども、ないとは言えない状況になると思います。

(野本)積まなければならない状況があるから、今回積むわけですよ。7次に向けてという部分で、今の説明からは余り数字そのものに意味はないと。そういうことになると審査しにくいですよ、いいとか悪いかということ。こちら側としては。何でこの2億円なのかということをもう少し明確に出していただかなければならないのではないかなというふうに思います。

(地域活性化特命チーム課長)おっしゃるとおりで、当然積むということには目標なり何なり、そういったものが必要かと思われましても、他市の例でもかなり巨額な基金を積み立てているというところもございまして、あくまでも鴻巣市としてできることというところを考えまして今回この金額になっておりまして、また幾ら必要かという部分もこれから相手等が出てきた場合にその中でまた決まってくる部分もござ

いますので、今かなり不確定な要素が多いと思われまので、市として第7次が出る前に多目に積んでいるという姿勢を示すという面でも、2億円という形を今回補正させていただいたという形になります。

(野本) この地域医療体制整備基金というものがいろんな可能性を持っていると思うのですけれども、その可能性の主なものをもう一度確認をさせていただきたいと思います。

(地域活性化特命チーム課長) まず、この基金の可能性ということなのですけれども、当然第一義に病院の誘致という部分にあてがうというところも想定しておりますし、その次にはこの基金の名称どおり地域医療体制、こちらを充実させていくために使える基金として、歳出の設計のほうはまだしておりませんが、委員おっしゃるとおり、総合病院の誘致という部分だけではなく、地域医療という部分でも使えるような形の基金というふうに認識しております。

以上です。

(野本) 総合病院の誘致というふうに見れば、ほかの市、例えばこの近辺で言えば加須市さんなんかが大変、30億とか35億とかという数字を用意したということは聞いております。同じようなことをやるためにはそのくらい必要だというふうに考えますか。

(地域活性化特命チーム課長) 当然加須と同じような手法をとるという形になるとそれだけの金額、あと加須市として見ましてもかなり市の財政的に、あとほかの事業に影響があるような金額であっても何とでも総合病院という形で議会等と一緒にやっていくというふうに聞いておりますので、その辺ではかなり加須については基金に繰り出すお金というのは市ができる最大限のものを投入しているのかなというふうに思われます。鴻巣市においてその辺をどうするかという部分に関しては、まだ金額云々も含めまして当然7次の状況とかを見据えながら、また相手先が出てこないとその部分も、幾ら頑張って積もうとか、そういうところがまだ見えてこないというところだと思います。

(野本) 総合病院の誘致については、確かに7次の医療計画が出ていないという部分ではおっしゃるとおりかと思いますが、加須と大き

く違う部分も私どもは感じていますが、市は加須の状況と鴻巣市の状況の違いについてはどう思っていますか。

（地域活性化特命チーム参与）はっきり公式ではないのですが、聞くところによると加須の場合合併振興基金ですとか、合併の特例債ですとか、そういうものを使わないで、そういうものにためていたとか、基金をもともとあったものを総合病院の誘致用に移しかえたということも、非公式ですが、聞いていますので、その辺の違いだと思います。また、あといろいろな土地の制限ですとか地域の特性もありますので、その辺の状況も違いますので、その辺がやはり加須としてはほかのものをつくっていないとか、いろいろなものを集中させてここでやっているというのを聞いていますので、加須とはちょっと違うかなというふうには思っております。

（野本）加須市と鴻巣市の決定的な違いは医療圏が違うということだと私は思っています、都内医療圏の置かれている状況と県央医療圏の状況の違いかなというふうに思っているのです。そういう意味では、基金に対する差し迫った重要性というのを今現在余り目に見えて、次にこうしていくのだということが行動しにくい。そんな中で基金を積むということになると、やはり総合病院の誘致だけではない地域医療体制の整備ということをもう少し詳しく説明していかなければならないのではないかなというふうにも思うわけです。可能性のもう一つの部分。そここのところについては、地域医療体制の整備という点についてはどう説明をされるのでしょうか。

（地域活性化特命チーム課長）やはりまずこの基金というものに関しては、まずは第一として病院の誘致というものを掲げて行っております。それが当然特命チームの動きというものが誘致の部分になってくるかと思うのですが、委員おっしゃるとおり、地域医療をどうしていくかという部分に関しましては、健康づくり課、こちらの所管になるのですが、やはりこちらのほうでも総合病院の誘致としては特命で動いていますけれども、この基金に関しましては最終的にその使い道、仮に万が一病院で使わなかったという場合には当然健康づくりの地域医療

の考え方の中で使い道、使い方というものを考えていくという形になりますので、ちょっと今の段階ではおっしゃるとおりもし病院ということでないのであれば、こういう地域医療のほうにという部分に関しては具体的なところが申し上げるような状況ではないというのが正直なところでは。

（野本） そのこのところはもっとというか、かなり健康づくり部と詰めていただかなければならないと思うのです。私の認識では、総合病院なのか、地域医療体制の整備なのかではなくて、地域医療体制を整備をする上で、する先に総合病院がある。それは、どこでもそうなのです。私もいろいろなところの視察ですとか研修とかで聞いてきましたけれども、例えば医師会が結束してこういう事業をやっていく、その上につくられていく、加須なんかもそうだと思います。ですから、どっちかではなくて、しっかりと地域医療整備をするのだというその決意ですとか信念の上に総合病院を建て上げていくという考えでなければうまくいかないのではないかなというふうに思います。それについては見解をいただきたいと思います。

（地域活性化特命チーム参与） 委員おっしゃるとおりだと思いますが、まずは我々地域活性化特命チームができたということは、まず総合病院の誘致というものが第一でやっておりますので、それに向けて我々としては総合病院の誘致のほうをまず優先でやっているわけですがけれども、もちろん健康づくり部のほうでも地域医療体制ということもこれからのビジョンというのを持っていると思いますので、その辺とリンクさせなくてはいけない部分はあるのですが、まずは我々地域活性化特命チームとしては総合病院の誘致ということを第一義に考えてこの基金を活用していきたいというふうに考えております。

以上です。

（竹田） では、今野本委員が質問したことと関連してお尋ねをします。先ほどの最初の説明のときに、第7次の医療、埼玉県の計画が見えてきたとおっしゃいましたよね。見えてきた中身を教えてください。

（地域活性化特命チーム課長） 7次の中身というよりも、スケジュール

感、こちらのほうが協議会等の傍聴行きまして見えてまいりましたので、その中身についてはこれから県のほうもパブコメ等を求めるとかというところがありますので、そういうところで広く一般に知らしめる形になるかと思うのですけれども、今の段階ではそういうふうにパブコメを夏、これからとっていきますよとかという、そういう動き、スケジュール感が見えてきたという形になります。そこら辺はちょっと済みません、言葉が足りなかったと思いますので、訂正をお願いいたします。

（竹田）では、その見えてきたスケジュール感というのだけ教えてください。

（地域活性化特命チーム課長）スケジュール、あくまでもこれ案というか、予定ということで、決定ではないと思われれます。これから地域保健医療計画等推進協議会、こちらで素案の策定を今やっているところでございます。それが終わりますと、それから関係団体、市町村への照会というものが行われると。それが終わりますと、9月の県の議会の行政報告なり、あとは県民コメントが出されると。それが終わりますと、年が明けて医療審議会の諮問がありまして、県議会のほうに議案の提出ということになりまして、年度がかわって公表というような形で進むという予定でありますというところはつかんだところでございます。

以上です。

（竹田）この医療体制整備については、特命チームをつくっていますよね。ですので、特命チームの中で国の動向もかなり私は注視しているというふうに思います。ですので、国の動向とあわせて、先ほどあくまで総合病院の誘致を前提とするということですのでけれども、今国の動向は高度急性期、急性期、回復期、慢性期、高度急性期については順天堂大学とか、そういうところでやるにしても、回復期、慢性期の受け入れをどうするかというところが今後私は主体になってくるというふうに思うのですが、そういう中で鴻巣市の総合病院の誘致との関係ではどのように分析されておられますか。国の動向とあわせて。

（地域活性化特命チーム課長）これからの委員おっしゃるとおり慢性期ですとか回復期の病床という部分が平成 37 年団塊の世代がということ

がありまして、当然その部分のときの足りなさぐあいとか、そういったものがありますので、今のところそうなりますとそこの部分で病床数という部分が必要数よりも下回ると、足りなくなるのではないかという形になっておりますので、そういうことも鑑みながら、我々として見ると大きな病床がある総合病院、そういうものが必要であると考えて当然誘致活動を行っておるところでございます。

（竹田）この病院、今医療と介護を一体のものとして見直すというのが国の方針ですよね。ですので、医療の整備の見直し期間も今までは5年だったけれども、介護保険とあわせて6年にするのですよね。ですので、そういう中で今検討されているのは地域包括ケア。病院に長く置かないと。いわゆる住みなれたところでやりなさいというのが国の方針なわけで、そういう点からいうと私は総合病院というのはもちろん必要だと思うのですが、国の方向の中では地域包括ケアだから、先ほど野本委員がおっしゃったようにまちのいわゆるかかりつけ医がどう住みなれたところで医療の施しを受けながら暮らしていけるかという方向にかなり私はシフトしてくると思うのです。そういう点では、そういうことも含めた地域包括ケア。だから、総合病院と書いていないのは地域医療体制、お医者さんたちとの部分があると思うのですけれども、ことしの2月に私文教福祉常任委員会の中で市内の医師会の皆さんと懇談させていただいたときに、地域包括ケアというのはかなりお医者さんたちのいわゆるかかりつけ医の協力がないとだめだというふうにおっしゃっていましたが、そういう点での医師会との懇談はどのようにやっておられるのかということと、もう一つは医師会の皆さんの意見をどのように収集して、どういう認識でおられるかというのを伺いしておきます。

（地域活性化特命チーム課長）委員おっしゃるその部分につきましては、我々直接地域活性化特命チームのほうで医師会と接触しているということではなく、あくまでも市の担当部局であります健康づくり部、こちらのほうで当然そういった情報収集等を行っているという形になります。それで、おっしゃるとおり地域包括ケア、これがまさに野本委員今おっしゃっていたこれから地域医療をどうしていくかという根幹の部分にな

りますので、当然その部分というのは健康づくり部、健康づくり課として市の方針というものを固めて、地域包括ケアの中でどう動いていくかというところも考えなければいけないですし、当然介護とか、そういったものも全てリンクしてまいりますので、その中でその基金の使い方等、また医師会との連絡等は考えていく状況になると思います。

（竹田）ちょっと申しわけない。ということは、医師会ともこれから連絡していくということは、今の段階ではこの地域医療体制の整備ということで基金も設けてやっていますけれども、この間は懇談はしていないということでもいいのですか。

（地域活性化特命チーム参与）直接我々地域活性化特命チームがオーダーをしているということではなくて、あくまでも健康づくり部のほうで医師会との連絡調整は行っているということ。

（竹田）ということは、基金を持っている、財政を持っているところといわゆる実際する福祉部のほうとのやっぱり一体のものでないと、お金を持っている人が一番権限あるのです。最後出さないよと言われたらもうそれでおしまいになってしまうわけだから。そういう点からいうと、私はやっぱり地域医療体制を本当に進めていこうとするのだったら、特命チームまであえてつくっているわけだから、何で特命チームが直接市の医師会の皆さんにお話を聞かないのか、ましてやこれからの医療の時代はさっきの4つの段階に分けて、かつ短期に医療がかかり過ぎると、だから国保の広域化が進められているわけだから、そういう中で地域包括ケアというのは介護だけではなくて医療も同時に提供するわけですから、だから何で懇談なさないのですか。私がびっくりしたのは、市の医師会の皆さんから総合病院どうですかというので話題になったときに、いろいろな意見がありましたというふうにおっしゃっていたのです。ということは、いろいろな意見があるということは、逆に言えば市の医師会の本当に協力なくして総合病院というのはできないわけで、そういう点ではなぜ懇談をなさないのか。一体となって、では福祉部と一緒に行って意見を聞いてくるということだって私決して、協力をいただく部分だから、あつてしかるべきだというふうにはちょっとと思いますが、そう

いうお考え持っているのでしょうか。

（地域活性化特命チーム参与）今後、今の我々としてはやはり7次のパブコメですとか内容をまず精査した上で、健康づくり部と協議をしながら医師会と会うというような、これ今後やっていく可能性はあると思います。

（竹田）私前回も総合病院誘致のためのプロジェクトチームをつくって、すごく頑張っていたのだけれども、結局先方の都合、お金がかかり過ぎるということが一番で、消費税の影響のために経営も大変ということなので、やっぱり私気持ちはわかります。気持ちはわかる。しかも、来年市長選挙ですから。そういう部分も含めてかなり政治的な意味もあるのかなと私は勝手に受けとめていますけれども、もっとやっぱりそういう点からいうと地域医療体制というのは総合病院だけではなくて、これからは本当にシフトされるのが地域包括ケアが私は全面的にいいとは思いませんけれども、でも理想は住みなれたところで終末を迎えるというところは大事だと思うので、もっともっと私は医師会との懇談を進めていただくように要望します。そういうところでは、第7次の結果が出るまでやらないということで解釈しますが、それでよろしいですか。

（地域活性化特命チーム参与）時期を見ながらやはりやるというふうな形になると思います。

（竹田）では、続いて、基準財政需要額の計算書を出していただきました。今回の補正で、12ページには追加補正になるということで、調整額が1,495万6,000円入っているということのご説明ですが、前年と比べて基準財政需要額がふえているというのは建物とかいろいろな部分がふえているからだと思いますが、この基準財政需要額、そもそもふえる要因は何があるのか伺います。

（財政課長）まず、中身ですけれども、基準財政需要額ということで歳出に係る経費ということになります。一番大きなものとしましては、合併特例債の償還のほうをピークを迎えておりますので、その分でかなり増額になっております。また、社会福祉費ですとか高齢者福祉費、この辺の需要額が伸びたことによりまして、実際には激変緩和措置というこ

とで、29年度は3割カットということで一本算定よりも少なくなってくるのですけれども、そういったものの減少の幅を抑える形で実際に公債費あるいは社会福祉費といった需要額のほうが伸びたというふうに分析をしております。

以上でございます。

(竹田) いろいろと資料を調べればわかるのでしょうかけれども、この出していた資料の中では平成28年度までの合併特例債の活用額と償還額ということで出ています。平成29年度分はちょっとないもので、決算に係る資料ですからあれですけれども、平成29年は合併特例債にかかわる償還金というのは、ふえているということですが、幾らになるのでしょうか。平成29年度分は。

(委員長) 大丈夫ですか。時間かかりますか。

(済みません。ちょっとの声あり)

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前9時43分)



(開議 午前9時46分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(財政課長) それでは、29年度分につきましてはまだ確定していないということで、この場ではちょっと申し上げられないので、申しわけございません。

(竹田) 続いて、13ページ、財政調整基金が7億3,000万円減額になっていて、私の計算によると決算カードと相殺して約24億円、24億2,366万円になるというふうにちょっと計算しているのですが、この金額でいいかどうか確認します。

(財政課長) 9月補正後の額といたしましては、24億2,262万3,700円です。

(竹田) 先ほど建設債1,210万円、これは吹上北側生涯学習施設の建設事業債で、2階だった計画を1階にするということですが、何度かいわゆる設計の見直しを行うとその都度設計費が出ていくというところでは、

本当によくよく精査していかないと 1,210 万円という部分はそれだけで済まないのですよね。5%のこの見ると。利率を、起債の方法としては利率5%以内で政府資金についてはというので、その都度いろいろ条件を見ながらやっていきますと、低金利に借りかえることができるということですが、あえて起債にした理由。高い金利を払うわけでしょう、5%という。今超低金利なのに。政府債になるともう大変になるわけだから。何でこういうふうに地方債追加をしたのか。2階だったものを1階にするということは、最初の計画が、先ほど担当者がよく知っていますというけれども、やっぱり財政当局としたら市民の税金を使ってやるわけだから、もっと私は精査すべきではないのかなというふうにちょっと思うものですから、あえて聞かせていただいています。何で追加補正にしたのか。5%の金利をつけてまで。現金でさっきの言った基金と積み立てるわけだから、1,210 万円という部分はいわゆる一般会計のほうから出してもよかったのではないかというふうに私は考えますが、その点はどういう考え方のもとでこうしたのか、お伺いしておきます。

(財政課長) まず、こちらの北側の生涯学習施設につきましては、合併特例債を充てて事業展開していくということで予定しております。合併に資する事業ということで、この北側は建設をされるわけでございます。中身につきましては、2階建てが1階建て、平家になるというような検討もされているようですけれども、財政側としては担当部署のほうで地域の皆様方と協議を重ねている中でどのような施設が適切かどうかという協議はされていると思いますので、ちょっと中身については他の委員会になりますので、詳細はちょっと触れることはできませんけれども、そのように理解をしております。

それとあと、地方債につきまして5%の利率というお話がありましたが、これ利率の上限を定めているものでございまして、5%で借りるということではございません。ですので、今低利の借り入れができますので、それはもう0.何%ということでは借りれるという形で予定をしております。

以上になります。

(竹田) ということは、合併特例債を活用していくということで、平成28年度末でいただいた資料の中では318億4,330万円合併特例債を活用した活用額になっていて、限度額の327億円まで活用するという計画でよいというふうに、する予定だというふうに私認識していますが、そのことによろしいですね。

(財政課長) 327億6,480万というのが正確には借り入れ可能な額となっておりますが、今のところその額まで借り入れるという予定で今事業は計画をしております。

以上でございます。

(竹田) ということは、今回1,210万円追加であって、この補正予算が組まれた時点では平成29年のこの9月議会までに合併特例債の活用額というのは幾らになっていきますか。この補正の段階で。

(財政課長) 平成29年度当初予算でも3億円強投入しておりますして、逆に発行可能残高になりますけれども、約32億円台が残りとなっております。

以上です。

(竹田) 最後、16ページで、定住促進住宅で、さっき何で200万なのというのでちょっとお尋ねもありましたけれども、先ほど10万、30万、50万、それぞれの人たちがいるよということだったのですけれども、これまでの実績、10万円の方が何人とか50万円の方が幾らかということと、あとどこの地域に住まわれているかという、そういう追跡調査もされているのでしょうか。

(企画部参事兼総合政策課長) 先ほど12件と申し上げましたが、そのうちの11件が30万円、1件が50万円でございます。50万円というのは、区画整理地内ということになります。

次のご質問で、どこのあたりに引っ越されたかということですが、これ市内まちまちでして、50万円の方は北新宿区画整理地内でございます。そのほかの方は、吹上の方も川里の方も市内、まとまっているわけではなくて点在しておりますので、具体的には特に申し上げませんが。

(竹田) 今いろいろと施策の中で展開されているのは、ふるさとはいい

よと、だからふるさとに帰って一緒に住もうよと、特に鴻巣はそういうところで言うと平らなところで、いわゆる少なくとも土砂災害はないわけで、いいところだよと一生懸命Uターンというのですか、Iターンというのかな、ことも進められていて、笠原地域の人たちからは学校の適正規模、適正配置の検討委員会のときに笠原にもっと住めるようにやってほしいといういろいろな意見が出ていたのですけれども、そうしたところでの定住促進で、広い田んぼがあったりとか、あっても農地転用ができるわけではありませんので、親族とか、そういう関係での含めた検討というのは、この定住促進の中ではほかの課との連携というのはとれていくのかどうか、ちょっと最後確認しておきます。

（企画部参事兼総合政策課長）区画整理事業として笠原ですとか常光だとか、そういうところでは特に考えておりません。この三世代住宅取得補助金につきましては、市内であればどこでも結構ですので、近居であれば親の、連携して、高齢になりましたら面倒見るといいますか、そういう形ができるということで、そういう趣旨で行っている事業でございます。

（中野）私は2点ちょっとお聞きしたいのですが、まず1点は再三皆さんが言っている23ページの地域活性化特命チームの地域医療体制整備基金積立金の件なのですが、先ほど来からのやりとりを聞いていると、ちょっと地域活性化特命チームがなぜできたかという、そのことから離れているような、・・・というようなあれがあったと思うのですが、やはり地域活性化のチームはあくまでも総合病院誘致ということであって、その地域医療体制の充実、これは現在の健康づくり部がやるべきことは、例えば医師会とのコンタクトを含めてこれは本来健康づくり部がやるということであって、地域活性化チームはそこに踏み込むということは、あくまでも総合病院誘致ということ的前提にやっているのが今の特命チームだと私は思っているのです。そういう観点から聞きますと、この問題については本会議でも7日の日ですか、質疑があったかと記憶しているわけではありますが、少なくとも2億円積み立てるということについて言えば、やっぱりある意味特命チームとして埼玉県第7次の地域医療

体制という計画、地域医療計画か、に基づいてやっぱり誘致していくのだと、強い意思のあらわれが1つ積立金の出ているのだと私判断している。しかし、現実には7日の質疑のやりとりでは、まだ申し上げられる段階ではないというようなことで、はっきり出ていないのです。しかも、建設場所についてははっきりしていないと。少なくとも前回の例を見ると、なぜ失敗したのかと、失敗という言葉をあえて使いますが、それには幾つかの要素があると思うのです。やっぱり1つは確かに埼玉の上尾中央医科グループが最終的に応募しなかったということでありますが、それには資金難の問題もあるでしょう。もう一つは、地元、公園を潰してまでやるという、それに賛同した議員さんもいらっしゃいますけれども、それもやっぱり理由の一つに私入っていると思うのです。間違いなく。それは出てくる病院にしてみれば、地域のやっぱり反対があったら出にくいのです。間違いなく。そういう観点から考えたときに、今回2億円積み立てているのですけれども、めどとしてやっぱり地域特命チームとして建設場所、それから出てくる医療機関というものについてさっき申し上げたような何か曖昧な、非常にまだ申し上げられないということなのですが、それならその域をまだ出ていない、だけれども積むのだということなのですか。

（地域活性化特命チーム参与）場所等については今絞り込みのあれもあるのですが、我々としてはあくまでも、今後ですけれども、手を挙げてくる相手方との協議のために、この基金があるのだということで協議をしていくという、まず材料にしたいということで今回積み増しをしているという形です。

（中野）答弁として、参与としてその程度しかできないのかもしれないのだけれども、確かに裏づけとなる資金というのものがないと話が進まないということは現実問題として至るところで私も経験しています。何を言っても裏づけになる資金がないということになれば、相手もそれはだめだよということだって出てくると思うよね。そういう点では、裏づけになる資金というものが多ければ多いほどいいというのは、それはもうとうに答弁あったとおりです。

ところで、今言ったように、そうなると今の段階でそこまでしか答弁できないのしょうけれども、少なくとも特定の医療機関に現在アプローチはしているのだというようなことが言えるのかどうか。

（地域活性化特命チーム参与）特定とは言いませんが、いろんな関係者を通じて接触は試みております。

（中野）特定ということでなければ複数でもいいのですけれども、そのアプローチ試みているというのは誰かを介してやっているということなのか、あるいは特命チームが直接その医療機関、複数なら複数の医療機関にアプローチをしているのかということについてはお答えできるでしょう。それはどうなのですか。

（地域活性化特命チーム参与）特命チームとしてアプローチしているのは直接やっているのもありますが、それ以外に我々以外で市長や副市長が会う可能性もありますので、これはもう我々今申し上げる段階ではちょっと今ないということでございます。

（中野）少なくとも今回2億円を積み立てて、私の記憶ではこれで3億5,400万円なりになるのですか、これを積み立てたところで。3億5,400万ということになれば、これはまだまだ私は資金的に不足と、とてもとても思っているのですが、そうはいつでも埼玉県第7次の地域医療計画、これに基づいて、そろそろもうスケジュール見えてきたということが先ほど課長から答弁ありました。そう考えたときに、今進めている市長なり副市長なり、あるいは逆にチームとしてのアプローチの仕方について、やっぱり今よりさらに進捗を進めるとかなんとか、進捗というか、交渉を回数を含めてしていかないと日程的に間に合わなくなってしまわないかと思うのですが、その辺を含めて今後どういうふうに活性化チームとしてやろうとしているのか、最後そこを伺っていきます。

（地域活性化特命チーム参与）どのくらいの数を接触するかというよりも、まずはこの補正を通していただいて、それをもとに交渉といいますか、協議といいますか、そのテーブルに着いていただくというふうに考えていますので、回数とかどのくらいというのはちょっと時期も含めま

して、相手方もいますので、これは今後頻繁にはなるとは思いますが、なるべく早く結論づけたいというふうには考えております。

（中野）それでは、2点目になります。私も記憶が定かでないのですが、今回12ページの10款地方交付税、これは非常に確定によって4億8,300万補正ということで、総トータルで61億8,300万、当初予算が57億だったと思いますけれども、これを考えたときに当初予算の組み立て方そのものに、過少だったのではないかという気がするのだけれども、この辺はどう考えていますか。

（財政課長）地方交付税につきましては、結果から見ると確かに過少と言われる可能性はあるのですが、当初の当初予算を積算する上におきましてはなかなか基準財政需要額がどこまで合併市町村にとって有利に働くかというところを推測するのが非常に難しい状況になっております。ですので、支所に要する経費ですとか、衛生費ですとか、上乗せにされている部分の経費があるのですが、それが一体いつまで本当に国が措置してくれるのかというのが非常に不明確な部分がございますので、どうしても抑えぎみに見ているというのが現実の積算における現状であります。

（中野）今課長から答弁ありましたけれども、大体これ毎年地方交付税は55億ぐらいかな、当初予算、それが57億なのです。なおかつ4億8,300万今回補正、数字確定によるということなのですが、これは逆に言うと鴻巣市が近隣他市と比べて、例えば北本だとか桶川なんかと比べてときに、少なくとも我が市は合併をしているということは、この今言った地方交付税、今回も確定によってどの程度合併による、一本算定ではないわけですから、それについてどのぐらい加味されているというのはつかんでいるのですか。

（財政課長）一本算定で計算した結果と、要は旧市町村でそれぞれにやった場合、特例加算、その分の開きとしては約10億円程度ございます。実際には今まで100%特例加算分がもらえていたわけですが、それが28年度から1割カット、29年に至っては3割カットということで、結果的には10億円程度あったものが7億7,000万台ということで、実際

には3割までは行っていませんけれども、実際に今カットされているというのが現状でございます。

(中野) 今言った1割カット、3割カットというのは当然最初からわかっていることですよ。そうすると、今言ったように当初予算組むときに57億というのはそれを込みで当然当初予算組んでいるという理解でいいのかな、その上でなおかつ確定として4億8,000万増額補正になったという理解でいいのかな、その点ちょっと伺っておきます。

(財政課長) 当然ながら、もう削減されるということはわかっておりますので、その部分も加味した上で計算をした結果でございます。

(永沼) 私からは1点なのですが、15ページ、市有物件災害共済会自動車保険金でございますが、これは職員が自動車事故によるものでございます。それで、過去5年間職員による自動車事故ってどのくらいあったのか、まずお聞きしたいなというふうに思います。

(委員長) いいですか。

(今手持ち資料がございませんのでの声あり)

(永沼) では、続けて。

(委員長) では、それは後でわかりますか。

(はいの声あり)

(委員長) では、その前にちょっともう一点、それを先やってしまいますので。

(永沼) 職員の事故は、今回の事故そんなに大きくはないのですが、例えば大きな事故になるとすごく大変なことになってしまいますので、職員課として職員に対する注意喚起、また教育、研修等はどのように行っているのか、また今回の事故でどのように職員に周知しているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

(総務部参事兼職員課長) 職員の事故に対する注意喚起につきましては、昨年度も年度当初4、5月、6月ぐらいですか、3カ月ほどかけて5件程度ありまして、今年度も同様に発生しております。多くは人身というより物損となりまして、バンパーこすってしまったとかというような事

故になります。そういった事故が発生しましたので、職員課のほうで庁内の連絡網を通じまして交通安全、法令の遵守についての注意喚起の通知を出したところでもあります。

以上です。

(永沼) 研修とか、そういったものは行っていないのですか。

(総務部参事兼職員課長) 職員課のほうでは、研修自体は昨年度、今年度と実施しておりません。

以上です。

(永沼) 職員の事故を減らすためにしっかり取り組んでいただきたいなと。大きな事故が起きる前に。そういった意味で、真剣にこの1つの小さな事故であっても大きな事故につながるという意識、危機管理を持って取り組んでもらいたいと思います。

私からは以上です。

(委員長) それでは、先ほどのほうはちょっと休憩を挟んでまた発言というか、してもらいますので。

ほかにございますか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時11分)

(開議 午前10時29分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(財政課長) それでは、予算のほうとしましては財政課の予算に市有物件のほうになっておりますので、市有物件の対象事故件数ということで報告をさせていただきます。

過去5年間ということですがけれども、平成25年が11件、平成26年が4件、平成27年が9件、平成28年が10件、それと平成29年、今年度が今5件ということになっております。

また、市として研修会だとか教育といったものはやっていないのかとい

うようなお尋ねがあったかと思うのですけれども、鴻巣地区の警察署管内で安全運転管理者協会という実は協会がございます。ある一定台数以上の公用車、車両を保有するところがその協会に加盟する義務があるのですけれども、鴻巣市も入っております、今まさにクリアこのすので実は交通安全運転に関する研修を行っております。ですので、鴻巣市の職員も今多分2名程度、私も本来きょう受けるべきだったのですけれども、委員会に出しておりますので、別の日に別の市で開催されるものに参加しますけれども、そういったものをやりつつ、あるいは一定期間事故を起こさないようにしましょうということで、鴻巣である課、例えば企画部の職員全員がエントリーをして、例えば2カ月間無事故、無違反だったということで実際この協会から表彰を受けたりとかと、そういうことも過去にしておりますので、今後とも公用車の事故のないように努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

(委員長) ほかにはございますか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第47号 平成29年度鴻巣市一般会計補正予算(第3号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第 47 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 51 号 平成 28 年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分の歳入について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

それでは、これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(矢島) それでは、1 点だけ。

34、35 ページ。財産収入の利子及び配当金のところですが、会計課では平成 28 年度どのような運用方針で運用したのか、その 28 年度の結果の評価をお聞かせください。

(会計課副参事) 運用結果ですが、方針に関しましては全部で特別会計の基金を合わせまして 13 基金運用しております。そのうち運用内容としましては普通預金利子、定期預金利子、そして国債等の債権の利子及び売却益が運用利子となっております。その合計額を年度当初の原資の案分によって案分したものをこのような形で配分をしております。一般会計分は、先ほど申し上げましたとおり、1 億 4,140 万 7,797 円となっております。

以上です。

(矢島) 運用方針をお尋ねしたのですけれども。運用の種類ではなくて。どういう方向性で運用していくのか、会計課はどういう方針を持って運用していくのかということをお尋ねしたのですけれども、お聞かせください。

(会計課管理者) それでは、お答えいたします。

まず、鴻巣市においては、公金の管理運用基準というものを設けております。基本的には安全性です。安全性が第一。それと、効率性。一番効果的な運用を選択して、そこに投資するというような形でございます。この 2 点が大きな運用方針としては原則となっております。

(矢島) お尋ねします。

例えば 28 年度で運用益の一番高かったものはどういう運用をしたのか、一番低かったものはどういう運用をしたのか、もしくは例えばマイナス

の運用があったのかどうか、お尋ねします。

(会計課管理者) 最も高い運用としましては、どうしても債権になります。今ご存じのように日銀のほうの政策でマイナス金利政策が導入されております。定期預金で申しますと、現在はほぼ市中の金融機関につきましても、銀行につきましても0.02%、0.01%といったところが一般的なのですが、債券運用でございますと10年物の国債で0.1%ということで、大体定期預金の5倍から10倍程度の金利が得られるという形になっております。当然20年、30年という形の長期の債権につきましても0.5%、0.6%、大きなものでいきますと、大きなものといえますか、過去に購入しました債権につきましても1.5%前後のものもございますので、そちらの運用益が一番大きなものとなっております。一番小さな運用益としましては当然普通預金になっておりますが、こちらの場合はほとんど、特に基金につきましても普通預金のほうでの運用の割合は少なくなっておりますが、0.001%というのが普通預金の金利になっております。以上です。

(矢島) 例えば目標運用益とかというのは会計課では設けているのでしょうか。

(会計課管理者) ノルマといったものは特に設けてはございません。当初予算の編成の段階では、次年度の基金の合計額を定期預金と、あと債券運用に回す部分で振り分けて、平均的な利金で予想されるものを計上させていただいております。ただ、債権によりましては、単価が年度の途中で上下いたしますので、単価が上昇したときにはそれを売却をしまして、購入した価格との差額を運用益として計上させていただくというような形で、当初予算よりもかなり現在のところは大きな収益を上げているといったところでございます。

(矢島) その当初予算額よりも例えば運用益が下回る、そういったことが起きそうだとした場合については、それは簡単に言うと甘んじて受けると、それでその当初予算額に達するように何とかしなければと、そういうことは行わないということでしょうか。

(会計課管理者) 28年度までの実績で申し上げますと、例えばマイナス

になったというような事例はございません。例えば債権の売却につきましても当然購入した価格よりも上昇した段階で売却をかけるというような形、必ずプラスになるようにという形での売却は行っております。

(矢島) 目標に縛られないほうがいいのは当然なので、無理した運用というのは決してよくないのでお尋ねしたのですけれども、先ほどの中で1点、これまでに、28年度は多分ないと思うのですけれども、マイナスの運用というのはあるのでしょうか。

(会計課管理者) 実際に債権の価格、先ほど申し上げましたけれども、当然上下をいたしますので、購入した価格よりもマイナスになるということは考えられます。ただし、債権でございますので、償還のときには購入した価格で償還されますので、そこまで持ち続けるということであればマイナスになるということは決してないということでございます。

(野本) 幾つか伺いたいと思います。

まず、14、15ページの地方譲与税が、説明を聞いていると基本的にほとんどマイナスになる傾向って、これは地方譲与税についてはガソリンです。利子割交付金も前年よりマイナスになっている。それから、株式譲渡の所得割交付金もマイナス。それぞれマイナスになっているものが、予算に対する、これは結構予算よりも大分マイナスになっているのですが、影響についてどう捉えているのか伺いたいのですけれども。

(財政課長) 地方譲与税及び交付金関連ということで、全てマイナスとなっております。当初予算編成する上におきましては、国の、年末ですか、に出されます地方財政対策というものがあまして、そちらの中で各譲与税絡みの推計が出されます。それと、交付金関連、何々割交付金といったものについても県を通して見込み額が出されております。その見込みに沿った形で鴻巣市としては当初予算を計算、算出して計上しております。実際地財対策の中でもこの譲与税につきましては若干の減ということで見込みが出ているもの、あるいは逆に2倍にふえるだろうという見込みのもの等々もあまして、そういった中で基本的に対前年の予算でいきますと伸ばしたりものが実際ございます。ただ、実際ふたをあけたところ、当初の予算よりも低い額での歳入だったということで、

こちらとしては市全体の歳入においてかなりの影響を及ぼしている。ただ、歳入の全て市税等々あるいは交付税、そういった繰越金とかを見た中で、補正で減額をするという選択肢もあるのですけれども、今回交付税等々あるいは繰越金、そういったものが当初予算よりも多目に計上されたということで、特に更正減もしない中で決算を迎えたという形でございます。

（野本）影響が出ないようにいろいろな工夫もしていかれることだと思いますが、なかなか予算どおりにはいかないということを経験させられるところなのですから、でももう少し固有の、決算の段階で予定どおり進むような工夫とか努力というのはできないものなんでしょうか。

（財政課長）こちらに関しましては、国ないしは県が取りまとめて収入をしたものをある一定のルールに基づきまして市町村のほうに分配するというものになっておりますので、市町村が直接何か具体的に動くことによつて増減するということがないものですから、ここはちょっと実際予算よりも少ない金額ということで影響大きいのですけれども、実際に市町村が何かできるかという、具体的な策というのはこの歳入に関してはないということでございます。

（野本）次に、19 ページのところの使用料、総務使用料、それぞれあるのですけれども、単純に土地とか敷地を貸して入ってくる収入というのは純粋に収入かと思えますけれども、例えば自動販売機とかについては電気代とかかかってくるかと思うのですが、それらはちょっとこの中でどのように扱われているのか。いわゆる収入の性質というのが土地代なのか、あるいは販売、自動販売機だとよく1本当たり幾らという、そういう手数料であったりというのがあるかと思うのですが、ここではどういふふうなことになっているのでしょうか。

（財政課長）こちらの使用料につきましては、市の土地を貸し付けることによつて得られる収入ということになります。今お話のありました電気代につきましては、別途雑収入のほうで、電気使用料ということで、子メーターというものをつけさせていただいて、実費分を歳入をしてお

ります。

以上でございます。

（野本） そうすると、ここに掲げられている収入は、支出はない収入ということなののでしょうか。経費がかからない、単純に入ってくるだけの性質のものということなののでしょうか。

（財政課長） はい、そのとおりでございます。

（野本） では次、もう一つお願いします。

25 ページの一番上のほうの総務費国庫補助金の地方創生加速化交付金、繰越明許でウォーキングポイント事業についてですが、これの状況といえますか、歳入のされ方というのをもう少し伺いたいと思うのですけれども。

（企画部参事兼総合政策課長） 地方創生加速化交付金につきましては、まずウォーキングポイント団体を設立する事業でございます。まだ事業としては継続している段階です。今現状としましては、ポータルサイト、具体的に言いますところのす広場というものをポータルサイトで立ち上げておりました。団体としては商工会にこのお金を出しております。歳出のところでありまして、商工会に委託しまして、商工会からプロポーザルをしまして、民間団体に委託しております。その中で、このす広場を立ち上げて地域の商店の活性と、そこに絡めて今取りかかっておりますウォーキングポイント事業、これを連携させまして、町なかを歩いてもらいましょうと、さらに商店で持っている商品をインセンティブとして歩いた歩数によって渡しましょうというのは将来的な構想としてあります。現在はそこまではいっておりません。今継続している事業でございます。

以上です。

（野本） これについては、市はどこまで責任をこの交付金については持っていくことになるのでしょうか。支出をしたらそこでもう終わってしまうことになるのかどうなのか伺いたいと。

（企画部参事兼総合政策課長） 具体的な事業の運営としましては、当然に商工会に委託しておりますので、商工会が行っていくわけですがけれど

も、商工会につきましても単独で全て賄うというのは非常に難しい状況もありますので、市もバックアップをしまして連携しながら進めているところでございます。

(野本) もう一つが、マッチングシステムの、何ページでしたっけ。

(45 ですの声あり)

(野本) 45。24 万 5,000 円の歳入になっていますが、この登録料というのは単純に 5,000 円掛ける人数分でこの金額ということですか。

(企画部参事兼総合政策課長) はい、そのとおりでございます。

(野本) そうすると、計算をすると 49 名が登録したということだと思います。これについては、当初の予定と結果としてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

(企画部参事兼総合政策課長) マッチングシステムにつきましては、29 年 3 月から運用を開始しておりますので、3 月末現在でのそのような人数というのはまずまずかなといえますか、登録があったのではないかというふうに考えております。

(野本) ということは、期間としては、これはどのくらい。1 カ月ですか。

(企画部参事兼総合政策課長) 済みません。発言の訂正をお願いします。受け付け開始は 2 月 1 日から行っておりますので、実際の受け付け期間は 2 カ月でございます。

(野本) そうすると、これはこれからまだまだ現状ではふえているということではよろしいわけですね。

(企画部参事兼総合政策課長) 平成 29 年 8 月末現在で 109 名の方が登録されております。

(竹田) では、ちょっと私いっぱいあるので、お聞きします。

まず、17 ページのいわゆる地方交付税のところ、地方交付税 59 億 8,400 万円が普通交付税で入っているのですが、基準財政需要額とか、これ決算との関係で見て、基本的にふえている理由は合併特例債分ですよというふうにおっしゃったのですけれども、59 億 8,400 万円の中で合併特例債分はどのくらい入っているのか。

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前 1 1 時 3 6 分)



(開議 午前 1 1 時 3 7 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(財政課長) 合併特例債分で基準財政需要額に算入された額ですけれども、約13億円となっております。

(竹田) 続いて、その下の特別交付税が3億6,970万8,000円、前年度が3億9,000万円ですよね。ですので、この減っている要因は何なのか伺います。

(財政課長) 特別交付税につきましては、普通交付税と違いまして、その算出の根拠が国あるいは県から明かされておられません。ですので、具体的なその増減の理由というのが市町村のほうにはわからないような仕組みになっておりますので、いろいろ、広島の高雨であったりとか、熊本の地震ですとか、そういったものが発生しますとそちらの被災地のほうに優先的に回されるという性質のものになっております。

以上でございます。

(竹田) ということは、早い話が国のさじかげんと、特別だから、というふうにはちょっと受けとめますが、そのとおりでよろしいでしょうか。

(財政課長) はい、そのとおりでございます。

(竹田) 続いて、19ページの使用料のところの上から3つ目の文化センター使用料180万円で、これはレストランの使用料というふうにご説明いただいたのですが、昨年度からレストランはなごみさんになって、1年契約になったのですよね。以前は馬車道で長い間、5年くらいの契約になっていて、文化センターができたときにはレストランもいわゆる10時くらいまで、開業していたら10時くらいまでやっていたのですけれども、今6時に閉店して、特別でない限り、特別な貸し切りがない限り6時に閉店したりとかしていますよね。なぜ1年契約になったのかというところをお聞きしたいと思います。

（自治文化課長） 昨年の4月からなごみのやさんのほうでこちら1年契約という形になっているのですけれども、馬車道の契約につきましても1年ごとの契約で更新という形で、同様でございます。

以上でございます。

（竹田） 1年契約ということは、何ゆえに1年。例えば安定的な経営が見通されれば例えば3年とか5年とかってなるのだけれども、ちょっと私が思ったのは、失礼なのですけれども、余りお客さんの入っていない日もあったりとか、それからクリアでやる行事によっては遅くまでやっていたりとかして、経営の安定性という点で1年になってしまったのかなと私は勝手に想像したのですけれども、それは市の意向なのか、それとも先方の意向なのか、1年についての決まった経緯については。

（自治文化課長） お答えいたします。

基本的にこちらのレストランの貸し付けにつきましても、鴻巣市行政財産の使用料に関する条例に基づいて行っております。こちら自動販売機等と同様で、1年で貸すことが原則という形になっておりますので、1年ごとの契約を交わした上で更新を行っていくという形をとっております。

以上でございます。

（竹田） 続いて、23ページの社会保障・税番号システム整備補助金ということで……いいのだよね、ここね。対象でいいのですよね。これが社会保障・税に係る部分で、税番号についても関連しているのですけれども、税制なので、全員にとっているかどうか聞いてはだめなのだよね、ここはね。確定申告するときにはどうなのというのを聞こうと思ったけれども、市民環境でないからだめなのだね。答えられないよね。このところでは……そうか。わかった。では、これちょっと聞くのをやめます。

続けて、25ページの、先ほど地方創生加速化交付金というところで、これあえて繰越明許をしていて、先ほどの理由が民間団体、プロポーザルにやっていて、商工会とも委託しながら進めていますよというご説明でしたよね。地方創生加速化交付金というのは、全国各地でいろいろな事

業をやっている、ちょっと私地方創生加速化交付金というのでインターネットでアクセスしてどういうものかというので調べたら出るわ、出るわ、出るわ、百何ページくらいこういうふうには交付金が決定していますということで出てきたのですけれども、埼玉県は全体に地方創生加速化交付金という事業が決定しているのが遅かったり、鴻巣市では繰越明許なんか当然ないと思うのですけれども、何ゆえに地方によって決定が違っているのかなというのがとても不思議だったのですから、そういう点で言うと埼玉県のいわゆる旗振りというか、そういうのも含めて遅かったのかなというふうにはちょっと私思っているのですが、そこら辺はどんなふうにはこの繰越明許になった部分も含めて捉えているのか、お尋ねをします。

（企画部参事兼総合政策課長）先ほども申し上げましたが、これ国の補正予算によるものですので、例年国の補正予算というのは年末近くに出てきますので、当該年度で一度手を挙げる中ではその年度一度3月に補正を出して繰り越すというのはある意味ルール化された部分もあるかと思えますので、そういう流れに沿ったものだと思います。

（竹田）わかりました。では、繰越明許でしているということは、次に事業が進む見通しがあるから繰越明許にしているわけですね。

では、この繰越明許にして、先ほど野本委員からも質問があったのですけれども、現時点ではどこまで進んでいて、この平成29年度の中では確定する見通しがあるのかどうかだけちょっとお尋ねしておきます。

（企画部参事兼総合政策課長）この交付金をいただいて、まず設立団体を考えなくてはいけなかったわけですので、そこをまず商工会としたわけですね。商工会においてプロポーザルを行って、それを運営する会社、あとシステムとしてこのす広場というポータルサイトを立ち上げたわけですが、そのシステム会社と運営会社と商工会、本市もかかわって連携してウォーキングポイント事業を活用して、かつ商店の活性化を促しましょう、もしくはまちの活性化を促しましょうというところが主眼となっております。今ウォーキングポイント事業がその会社にまだ移行はされていない状況ですけれども、とりあえず今ポータルサイト

までは立ち上がりまして、その運営会社が各商店に出向いて行って撮影をしたりして、それをポータルサイト、こうのす広場に載せて周知、鴻巣はこういうところですよ、こういう商店がありますよというところをPRしているところです。今後は、ウォーキングポイントというところがありますので、ウォーキングを日常されている方をそこに取り込んで行って、将来的には何かインセンティブを与えながら進めていくというふうに考えています。なぜかといいますと、今市のウォーキングポイント事業が来年度からまたちょっと方法が変わるようなことを伺っていますので、それとはまた別にこの加速化交付金を使ってのウォーキングポイント事業を考えていく予定です。

（竹田）今のお話を伺うと、3,446万5,000円の金額が入っていますけれども、今年度中にこの事業が、繰越明許しているのだけれども、消化できるというふうには私今のお話を伺うと余りちょっと確信が持てないのだけれども、担当者としては繰越明許しているわけだから、29年度で3,446万5,000円という部分での予算執行ができるのかということをお伺いし、確信が持てるかどうかお聞きします。

（企画部参事兼総合政策課長）この繰越明許は27年度予算が28年度に、といいますのは29年度は特に予算を持っていないわけですので、それについては民間団体でありますところの運営会社のほうが自主努力でポータルサイトを立ち上げるわけですから、各商店から掲載料なり広告料なりをいただきながら運営していくという予定です。市のほうはお金はかかっていないという状況です。

（竹田）でも、それはそういうことで民間に出したとはいえ、国の貴重な税金で、市は知りませんよということは基本的にないわけでしょう。地方創生加速化交付金だから。そういう点で言うと、やっぱり検証しながらやっていく必要はあると思うのですけれども、そこら辺はどうなのかな。余り見えてこない。この事業を国からいただきながら事業を進めて活性化するわけだから、地方創生加速化というところでの、余り今のご説明だと、申しわけないのですけれども、そうか、創生されたなというふうにはちょっと見えてこないのですけれども、もう少し具体的にこの

事業の狙っていることにふさわしくご説明していただけるとありがたいと思います。

（企画部参事兼総合政策課長）私どもは、商工会にお金を出しております。商工会から民間団体に運営費とポータルサイトのお金を出しております。お金の流れは、そういう形になっております。出したからそれで終わりというわけではないわけですので、私どもは例えば商工会の理事会だとか、そういうところに業者も入れて商工会の会員の皆様と協議を重ねたりして、どのようにしたらうまく回っていくのかというところを議論したりはしております。そのほかに、この運営会社につきましてはストリートビューというグーグルのグーグルマップで、まちの絵が動くカメラといますか、その専用の権利を持っていますので、それを活用しながら、ただ静止画というか、写真ではなくて周りを動かしながらPRできる強みを持っていますので、そこも含めてまず商店の紹介をさせていただいて、さらにウォーキングポイント事業を絡めてまちの中を歩いていただきましょう、ウォーキングしていただきましょうということで地域の活性化、そこで物を買きましょう、お店で物を買きましょうというところを、まだこの先、ではそれをどのように具体的に進めていくかというのはまた今後になっていくわけですが、当初の狙いとしてそこにあるわけですので、ウォーキングと商店の活性化というところに主眼があると思います。

（委員長） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前 11時51分）



（開議 午後 12時59分）

（委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（竹田） 先ほどの地方創生加速化交付金の件とちょっと関連して行っていきます。

先ほど商工会に委託してプロポーザルで今やっているということですが、そもそも地方創生加速化交付金の事業というのは各地方自治体において総合戦略に位置づけられている、あるいは予定である事業です

よね。そういう点からいうと、鴻巣ではどの総合戦略事業として位置づけているかということをお聞きします。

（企画部長）総合戦略のどこに位置づけられるかということの前に、もともと地方創生総合戦略の中では雇用を生み出す、要するに地域の経済を活性化させるという狙いなわけです。鴻巣は4つほど子育ても含めましてやっているわけですが、今回の加速化交付金というのは27年度にそもそも先行型ということで、地方創生総合戦略をつくる費用とか、そのほかにもうちのほうでは子どものブックスタートとかチャイルドシート補助金とか、そういったのでまず27年度交付金を使ってやっていたわけなのです。そこにさらに加速型と、さらに雇用を生み出すとか、そういうことを加速させようというのが国の戦略の中にありまして、補正が生まれたわけなのです。今回のここでいう加速化交付金何に使ったかというのは先ほど話があったとおりですが、市のほうが商工会に補助金を出しまして、ポータルサイトのこのす広場というのをつくりました。このこのす広場というのは、市内の商店さんがそのこのす広場、ポータルサイトに登録をして、市民の人みんなに知ってもらい、うちはこういうお店の特徴がありますと、そういったことをPRするためのポータルサイトを構築するための費用として2,000万以上のお金をまず使ったわけです。これは商工会が所管しますので、商工会が事業者を選んでそのポータルサイトをつくり上げる、そのために加速化交付金を市から商工会へ交付したという形なのです。もう一つは、そのでき上がったポータルサイトに対してそれをうまく運営していこうと。要するに市内にある商店さん等に登録をしてもらい、PR、広告費をもらって、そこで事業者に参加してもらおうと。そこに事業を呼び込むために人が働きますので、仕事が新たに生まれると。そんな構成になっているのがこの加速化交付金と、そういうものなのです。ですから、総合戦略の中に、例えばポータルサイトをつくり出すというふうに総合戦略には出ていないのですが、商工産業の活性化という形では総合戦略の中に入っているかと思っておりますので、その一環という考え方で国から採択されたというふうに認識しております。

(竹田) ということは、採択されたということは、私も地方創生加速化交付金の対象事業ということで決定されたものを見ているのですけれども、鴻巣市の事例が出ていなかったのです。ですので、今採択されたというふうにおっしゃっていますけれども、それは内閣府が発表したホームページで発表しているものの中にはないけれども、もう決定しているよという解釈でいいわけですね。

(企画部長) これは、今回の平成28年決算にあるとおりお金を支出して使いましたので、これは国費として歳入しているわけですので、当然採択をされた。だから、その104ページにわたる事例集の中に入っていたのだから、入っていなかったかわかりませんが、私見ていないので、多分特徴のある事業を表示したのかもしれないけれども、いずれにしても採択をされて事業実施したということになっています。

(竹田) わかりました。ということは、効果の発現が高いというふうにもこの事業の特徴としては述べているのです。ですから、だから加速化ということだと思えるのですけれども、これらを検証して、報告もしなければならぬわけですね。そういう点では、今後の事業の見通しというか、それを鴻巣市としてはどのように公表されるのでしょうか。

(企画部長) もともと地方創生の公表の仕方というのは、今回総合戦略を27年につくって毎年1年ごとにその定めた指標を公開して市民に知ってもらおう、なおかつ市としてはその中に審議会的なものを、審議会ではないのですけれども、地方創生総合戦略をつくったメンバーにこんな狙いでやった成果が、指標がここまで伸びましたというのを毎回報告させてもらうことになっています。ですので、今年度でいうと実際には2回目の報告会を今年度中にまたやるという形になります。総合戦略をつくった会議の皆様は、年度末か、指標はこうなりましたという報告をさせていただくと。それを5年間、PDCAではないですけれども、繰り返して、最終的な取りまとめを5年後にやっていると、そんな流れになっています。

(竹田) わかりました。会議のメンバーには公表するということですね。だから、逆に言えば、つくったメンバーに公表するというふうにも部長

さんお答えになりましたよね。国に報告するということと見直しのいろいろあって公表するとともに国に報告するということですから、それとあわせてやっぱり今この間の繰越明許も含めて3,446万5,000円、この事業を使ってどういうふうに活性化したか、効果があらわれているかというのは、やっぱり私はホームページなり広報なりで会議のメンバーだけではなくて知らせるべきだというふうに私は考えますが、そういうお考えが持てるかどうか、お聞きします。

（企画部長）私が申し上げたのは、この事業を含めて総合戦略として鴻巣が4つの柱を定めて、その総合戦略をつくったメンバーと議論して戦略をつくったわけです。当然それは市民の皆様にも公開もしていますし、去年こういう形で指標は幾つになりますというようなことを毎年繰り返していきますので、総合振興計画と同じようにその指標は当然市民の方にも公表していくと、そういう流れになっていますので、何も中だけで、つくったメンバーだけで情報を共有するという考え方ではありません。

（竹田）わかりました。

では、続いて同じページの地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金で1,425万円が繰越明許になっています。

（何ページですかの声あり）

（竹田）同じページの。25ページの上から3つ目の丸ですけれども、これも国がマイナンバー制度も含めたセキュリティー対策として行われた内容なのですけれども、もう少しこの辺の部分を詳細にちょっとご説明をいただきたいと思います。

（情報システム課長兼社会保障・税番号制度導入プロジェクト課長）この国庫の補助金につきましては、まず金額につきましては1,425万円。これにつきましては、平成27年1月1日現在の人口によりまして、補助額としましては補助基準額が2,850万円、補助率2分の1、1,425万円となっております。内容といたしましては、セキュリティー強化ということで、国のほうで市町村に対して具体的に3つの対策を指示をしております。1点目としまして、個人番号利用事務で使用いたします端末から情報を持ち出さないように設定すること、2点目としまして個人番号利用

事務で使用する端末の認証方法について2要素、2つの要素による認証に変えること、3点目といたしましてL G－W A N、自治体間を結ぶ専用のネットワークなのですけれども、L G－W A N接続系からインターネット接続系を分離すること、以上3つの対策を講ずることの指示がありました。実際この補助金でセキュリティ対策事業を実施させていただきました。

以上でございます。

(竹田) わかりました。そのことによって、特にマイナンバー制度にも利用されているわけですが、サーバー攻撃を受けるリスクというのは完全になくなるということによろしいのでしょうか。

(情報システム課長兼社会保障・税番号制度導入プロジェクト課長) 今回インターネットとL G－W A N系を分離なさいということなので、現在本市におきましてはインターネットについては埼玉県セキュリティクラウドというところを通してインターネットの世界に出るような設定になっております。埼玉県の情報セキュリティクラウドにつきましては、県内の市町村が全てそこのセキュリティクラウドを通してインターネットの環境に出るような形になっております。これは、市町村間によってセキュリティーにかかる費用とかでばらつきが市町村間あったと思うのですが、県内でまとめてやるということで、安価でハイスペックなセキュリティー対策ができるということで始まったものでございます。完全にL G－W A Nの環境とインターネットの環境を本市分けておりますので、外部からのサイバー攻撃、またはインターネットのメールによる、添付ファイルによるウイルス等につきましては入らないような設定になっております。

以上でございます。

(竹田) この部分ですけれども、国はいわゆる外郭団体である年金機構もありましたし、それから長野県の上田市でもいろいろ攻撃があったりとか情報があったりとかしていることの問題意識のもとでこのセキュリティ対策費を計上していると思うのですけれども、総務省の文書を読むとマイナンバーを利用した自治体へのサーバー攻撃を与えるリスクを軽

減する、軽減だから皆無にはなくなるといふふうな文章になっているのです。だから、逆に言えば、いわゆるいろいろな部分を使いながらやっていく点では全くなくなるといふふうな文章になっている。国も軽減するといふふうな文章になっていないわけだから、そういう点ではマイナスマークをいわゆる使った部分では非常にまだまだリスクが多いといふふうには私は考えますが、担当としてはどのようにお考えでしょうか。

(情報システム課長兼社会保障・税番号制度導入プロジェクト課長) インターネットとL G—W A N環境を分割したということで、確かにウイルスであったりとかサイバー攻撃にありましては攻撃するほうも日々手を変え品をかえという形で攻撃仕掛けてきたり、ウイルスのメールを送ってきたりしている状況でございます。今回埼玉県の情報セキュリティクラウドにつきましては、完全にインターネットの環境から直接鴻巣市の職員が今利用しております端末に、インターネット環境のメールであったりとか、直接入ってこれないといふふうな形になっております。1回メールにつきましては無害化という一手間かけてそのメールの内容、添付ファイルの内容を機械的にチェックをかけて、不審なものでなければ変換してL G—W A Nの環境で見られるといふふうな形になっております。ウイルスについてもセキュリティー攻撃についてもサイバー攻撃につきましても、全くゼロといふふうなことは考えられない。確かに日々進化している中で、ウイルス対策につきましても日々バージョンアップを行っている状況でございます。ただ、そのタイミングによってはまれにインターネットの環境から攻撃を受ける可能性も残ってはいると思っております。ただ、担当といたしましては、埼玉県の情報セキュリティクラウドで1回チェックをかけて、また本市の中でもう一回ウイルスチェックをかけております。二重の対策をとっておりますので、感染とか攻撃についてのリスクはかなり低い状況であると考えております。

以上でございます。

(竹田) わかりました。かなりリスクを低めるためにお金をかけてセキュリティー対策をやってくるのだけれども、やっぱりサーバーとかを相手はどのように攻撃してくるかは全く予想がつかない、イタチごっこみ

たいなものだと思えるのですけれども、私はそういう点では、法定受託事務だからというふうなことで本会議場でも答えられましたけれども、やはりマイナンバー制度をやめればここにかけるお金はかけなくていいわけよね。今回も1,400万円はかけなくていいわけだし、今までだってマイナンバーがなくなったら事務業務というのは進んできたわけだから、やっぱりそういう点では法定受託事務でしたらやらないわけにはいかないの、これ以上質問しませんけれども、私はやはりそういうお金があったらもっと別なところに使えばいいかなんていうふうにちょっと思っているものですから、あえて質問させていただきました。

続いて、29ページの真ん中辺に3節埼玉県分権推進交付金、これは分権にかかわる分権推進交付金ですから、ここににかかわる人たちがどのようにふえてきているのか。いわゆる地方分権でいろいろ各事業を、少子化対策とか結婚生活とかいろいろなことを、いわゆる自治体が事業を進めるようになってきているわけですから、計画立案にかかわる人の配置というのはどのように強化されているのか伺います。

(企画部参事兼総合政策課長)埼玉県分権推進交付金なのですけれども、これは県からの権限移譲の事務にかかわる交付金でございますので、本市では67事務が計上されていますけれども、それはさまざまな事業に、各課の事業にかかわっておりますので、ただ何人だとか、どういうのかというのはちょっと今わからない状況です。

(竹田)わかりました。いわゆる地方分権はいいのですけれども、それに見合った、67事業の県の事業が市に移ってくるわけですから、さっきも言った700人体制ではないのよね。決算の人の配置の人数見ても、何かそういう中で本当に私はここにいらっしゃる皆さんをはじめ、本当に少数精鋭で頑張らざるを得ないということなのかなというふうにちょっと思ったものですからあえて聞かせていただきましたが、67事業にかかわる分野ではどのくらい、どのように人がつく配置されたかわからないということでもいいですね。確認します。

(企画部参事兼総合政策課長)多種多様な業務が移譲されておりますので、そこに何人かかわってとかいう部分については把握しておりません。

(竹田) 続いて、27ページの、済みません。戻ってしまいました。自衛官の募集事業で4万1,000円、これは法定受託事務だと思っておりますけれども、前年度3万6,000円だったのですけれども、4万1,000円にふえた理由をちょっとお聞かせください。

(自治文化課長) お答えいたします。

算出根拠につきましては、5つの中でございまして、まず基準額というものがございます。こちらにつきましては、市町村配分額の40%を適齢者人口比で配分するという形で、鴻巣市については1万754人が適齢者という形での算出となっております。それから、2つ目といたしまして、募集事務を行った中で前年等何人ぐらい自衛官になったかといった実績評価、こちらがございまして、それから、3つ目といたしまして、募集事務にかかわる広報にどれぐらい掲載をさせていただき、そういったものが案分されてまいります。4つ目といたしまして、重点市町村枠というのがございます。こちらは、鴻巣市は重点にはなっておりません。それから、5つ目といたしまして、調整額ということで、おのおの1番の基準額につきましても1万6,963円、2番の実績評価が1万914円、3番の募集事務実績につきましても1万2,245円、重点枠がございまして、調整額として878円、合計4万1,000円という形になっております。

以上でございまして。

(竹田) ということは、重点枠ではないということはこの部分が3万6,000円から4万1,000円にふえた、500円分ですけれども、ふえた部分なのか。例えば実績枠なのか、それとも広報枠なのか、それから基準額のいわゆる適齢者人数なのか。

(500円。5,000円だろうの声あり)

(竹田) 5,000円だ。ごめん。5,000円です。済みません。

(自治文化課長) 特に前年と比較いたしまして配分がふえているところにつきましては、28年度の委託金の部分についての前年度の採用実績に基づく人数というものが大きくふえておりまして、平成27年にいただいた3万6,000円に対しては26年度の採用人数が4名という形でございましたが、平成27年、28年度の配分に当たりましては12名の方が自衛隊に

入隊されたということで、この部分の配分が多くされていると認識しております。

以上でございます。

（竹田）それで、基準人数の中には、例えば青田買い、青田刈りというのですか、18歳の人たちを自衛隊の、多分大宮の駐屯地になるかと思うのですけれども、そこの人たちが来て18歳になる人たちの名簿を写していくとか、そういう行為というのはやっておられるのでしょうか。

（自治文化課長）申しわけございません。自治文化課を通じてそういったことは把握はしておりませんが、法定受託事務遂行に当たりまして募集自衛官、募集の方が市民課等に行って閲覧している可能性がございます。申しわけありませんが、そういう形になります。

以上でございます。

（竹田）わかりました。非常に、本当これ法定受託事務ですけれども、今自衛隊の人たちの部分では大変な内容も含んでいますので、対象者を調査することも含めてやっておられますけれども、人数がふえたということでは、これは相手の、個々の選ぶ人生ですけれども、やはりそこも注意していきたいというふうに思います。

続いて、35ページの財産収入の財産貸付収入です。水面貸付料、ゴルフ場の貸し付けというのですけれども、同じ部分を貸し付けているのですよね。水面貸付料533万4,504円。

（財政課長）同じ部分というのは、どういう意味で。

（竹田）というのは、前年度は880万8,064円で……

（財政課長）対前年決算と比較して額が違う理由は何かということでしょうか。

（竹田）うん、そうそう。そういうふうに聞けばいいのだね。済みません。

（財政課長）確かに前年が880万から入っておりました。それが五百三十何万に減っているということなのですけれども、これは実は合併後10年をめぐりにその貸付料について見直しをしようということで、実は28年度から金額が変わっております。今まで平米単価100円ということで、八千

八百何がしかの平方メートルに対して単純に100円の単価を掛けて貸付料を出していたのですけれども、それを適正な評価額に基づいて行政財産の使用料に関する条例に基づいて計算し直したところ、533万四千何がしになったということでございます。

（竹田）ということは、面積は変わらないということによろしいですね。貸付金額が違うと。

（財政課長）同じ面積でございます。

（竹田）37ページの上から2つ目の土地売り払い収入で、先ほど赤道などの収入がありますということでしたけれども、ちょっと多いところ、多いほうの中から平米当たりどのくらいで、どういう内容のものを売り払ったのかということだけちょっとお聞かせください。

（財政課長）売却の面積あるいは払い下げ金額の多いもので上から順に3つまで例えばお答えさせていただきますと、1点目が箕田の法人さんです。道路残地がございまして、335平米近くのを1,800万程度で売却をしているのが1件、それと2点目としては屈巢にありますグラン・ヘリオス会川里苑、こちらが約1,692平米ありまして、売却金額としては約1,900万、それと糠田の堤外地ですけれども、グラウンドのところのスーパー堤防の関連で、荒川上流河川事務所のほうに8,000平米ちょっと、約1,800万程度で堤外地のほうを売却したというようなものが主なものとなっております。

（竹田）あと、47ページです。47ページの市債の中の民生費の公立保育所施設整備事業債4,800万円。これは、吹上にある（仮称）コスモス保育所の件だと思っておりますけれども、ことしになってこの事業についてはいわゆる見直すというふうなことも報告をされているのですが、地方債をあえて組んでいるわけですよ、この時点ではね。一定程度整備もされていますよね。道路をつくったり、道路を拡張したり、公共下水なども進めているのですが、ここに係るこの4,800万円の地方債の内訳、4,800万円何しようとしたのかということと、これは今後どのように、当然お金借りていますから返さなきゃいけないのですけれども、どういうふうにしていこうと考えているのか、ちょっとお尋ねをしておきます。

(財政課長) 起債、歳入としてまずお答えさせていただきますと、歳出側で民生費に係る費用に対して、記載を充当率を掛けて算出しているものですけれども、委員さんがおっしゃったように整地工事あるいは取りつけ道路の関係の工事費用に対して充当率を掛けて算出したものになっております。

また、今後につきましては、他の委員会に属する案件になりますので、ここで私のほうから歳出のほうを申し述べることはちょっとできませんので、ご了解いただきたいと思います。

(竹田) ということは、インフラ整備と、それから土地の購入とか、それらも含めて4,800万円だという解釈でいいのかどうか。4,800万円の地方債の内訳をもう少し詳細にお答えいただけますか。

(財政課長) 用地の取得に関しましては、それ以前に既に済んでおりますので、やはり取りつけ道路ですとか下水とか、そういったものに係る部分のインフラの整備に関しての起債となっております。

(竹田) 4,800万円かけるのか。

(財政課長) はい。

(竹田) わかりました。では、保育所をどうするのというのは、事業課ではないのでお聞きしません。いわゆる公共用地として持っているわけだから、公共用地を管理するのはここでいいわけよね。どういうふうにするつもりか、お尋ねします。

(財政課長) 財産と広く言えば確かに我々企画部かもしれませんが、特定の目的のために取得している公共用地でございますので、それはやはり民生のほうの、保育課のほうの所管に関することになりますので、私のほうからはということになります。

(竹田) 最後の質問になります。

47ページの鴻巣駅東口駅通り地区再開発事業債で繰越明許で1億2,880万円、再開発事業債で1,020万円というふうになっています。前年度事業がおくれたということもあって繰越明許も含めてあると思うのですけれども、どこまでこの事業債で進むような事業債なのか。

(財政課長) この事業の歳出側の事業の進捗に関しましては、やはり担

当課が別におりますので、起債という点ではお答えできますけれども、事業全体の進捗、今後の方向性等々については他の委員会の案件ということで、ご了承いただきたいと思います。

(中野) 私は、細かい個々のことを聞かないで、特に関心のあるというか、ここはきちんと押さえておかなければいけないなと思っているのが314ページの基金です。この辺は、決算ということでは、これはきちんと押さえておかなければいけないかなと思って聞きたいのですが、例えば(1)の財政調整基金から始まって、ここでは16のひなちゃん子育て応援基金まであるわけでありましたが、この中で特に気になるのは、1つ例を挙げて言いますと、ここをちょっと聞きたいのですが、317ページのコウノトリの里づくり基金というので決算年度末現在残高が8,800万というふうに記載されております。特にこの場合は、コウノトリの里づくり基金は有価証券がございませんで、全部現金でという表記になっております。これまず最初聞きたいのは、決算年度末現在高ですから、当然この平成28年度の決算が認められたという前提でこの末残高を記載しているのではないかと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

(会計課副参事)ただいま質問のありました317ページのコウノトリの里づくりの基金の前年度末の残高と……

(何事か声あり)

(会計課副参事) 済みません。失礼しました。こちらの金額については確定しております。

(中野) であるならば、例えばコウノトリの里づくり基金について、ここちょっと教えていただきたいのですが、平成28年度、歳入のほうのページ数で言いますと37ページ、まず上からいくとコウノトリの里づくり寄附金が115万円、それからあと合併振興基金、これは五千二百数十万の、利息もらうから、1,000万円このコウノトリの里づくり基金に繰り入れていると。これは、コウノトリの里づくり基金ができたときに、執行部からの説明では毎年合併振興基金のほうから1,000万円繰り入れるということだったので、当然1,000万円入れるのはそのときの話と合致しているからいいわけなのですが、一方もう一つ下にコウノトリの里づくり基金

繰り入れというのがあります。こういうふうに書かれて、これコウノトリの里づくり基金繰入金にしているわけだから、私が判断するにはこの1,000万円と、それから380万一千何がしと、それからその前に申し上げました115万円、これを足すと全部で1,495万円なのです。そうすると、1,495万1,000円がこの平成27年度末から28年度末の間にふえた金額ですよ。表だと1,357万2,000円しかないのです。これはどういうことなのか、ちょっとお聞きしたいと。

（地域活性化特命チーム課長）この基金の残高の増減といいますか、ふえた部分、ここのところ担当課であります私のほうでご説明させていただきます。

まず、委員さんおっしゃる収入の入、入ってくる部分でございますけれども、おっしゃるとおり1,000万円、それと寄附の部分、これが622万8,000円でございます。それは、委員さん先ほど言われた115万円とふるさと納税を足しますと622万8,000円となります。それに会計課のほうで積んでおります利子の127万2,585円があります。それで、もう一つ、27から持ち越し金、これが9万5,000円でございます。この持ち越し金というのが、基金は出納閉鎖期間がございませぬので、3月31日のときに入として実際お金が入ってこない翌年度の積み立てになることから、この9万5,000円というのは今回その前の年の積み立ったということになります。一般会計の繰出金として先ほど380万1,114円、これが出ていくものとして事業に使うお金になります。それプラス、やはりこの28年度でも3月31日までに入金が間に合わなかった部分、こちらが22万3,000円でございますので、それが翌年度、29年度に持ち越しますので、今言った入の部分足しました1,759万5,585円、これから今の380万1,144円と次年度に繰り越しております22万3,000円、これを引きますと1,357万1,441円という差額になるという形になります。

（中野）ということとは、この317ページに記載されている平成28年度中の増減、ここがふえているのですが、1,357万2,000円というこの数字がふえて、期末残高として8,800ということには間違いはないという意味ですね。

(地域活性化特命チーム課長) その差し引きで、その部分が純粋に基金に積んだという形になります。

(中野) そうすると、同じ考え方で言うと、財政調整基金の場合には出入りが激しいのです。例えば28年度末はこれだけというけど、29年度予算組むときもう既に取り崩しているわけだから。予算組む編成上ね。というので、非常に出入りが激しいのです。ところが、同じやつで合併振興基金ってあるでしょう、316ページに。ありますよね。その感覚でちょっと言うと、これも数字のいじりがあるのかなと思うのですが、平成28年度は合併振興基金は5,263万6,851円の利子収入があったわけです。これ35ページに記載されています。35ページに記載されていますね。合併振興基金利子5,263万6,851円入っています。すると、この合併振興基金というのは平成28年度中に出ていったお金では私はないと思っているのです。出の部分がないと思うのです。利息の5,263万6,000円のうち1,000万円をコウノトリの里づくり基金に入れているわけだから。そうすると、5,263万6,000円から1,000万引けば4,263万6,000円です。ところが、この表では、ふえている金額は合併振興基金として実質ふえている金額がどうなのですか。現金をマイナスして有価証券を新たに買ったというその差が今言った利子としてふえている部分というふうに受け取ってよるしいのですか。数字が若干違うかなという気がしますけれども。

(会計課副参事) 確定しております。内訳をお話し……

(中野) では、内訳言ってくれる。

(会計課副参事) まず、27年度3月末の基金の残高は、有価証券と現金をまず合わせます。そして、1円単位で申し上げます。29億8,023万2,190円。次に、28年度の利子積立金5,263万6,851円、こちらプラスになります。そして、取り崩しということで繰り入れのほうは1,000万円。それを差し引くと、28年度残高が30億2,286万9,041円となります。そして、それを引きますと4,263万6,851円ということで、こちらの金額と合うということになります。

以上です。

(中野) 合併振興基金のことは詳しく今表示されたので、わかりました。

この基金の中で、以前も聞いたかと思いますが、現金というのは非常にわかりやすいのですが、有価証券という部分があります。特に今申し上げました合併振興基金については、現金を3億3,000万減して、その分今度は逆に有価証券で3億8,000万ですね。この有価証券で債権、これについては主に何を買い持っているのか、ちょっとお聞きしたいのですが。

（会計課管理者）ふえた分ということではなくてよろしいですか。全体でよろしいでしょうか。

（中野）全体でいいです。

（会計課管理者）債券につきましてでございますが、現在合併振興基金だけでなく全体で今約48億円ほどを購入させていただいております、内訳としまして国債が4億9,200万円、4.71%、地方債が8億1,544万1,000円で7.81%、あと政府保証債と言われております財投機関債というものの中で政府保証がついたもの、いわゆる政府が全て債務不履行にならないように保証がついているというもの、これが14億円で13.4%と。あとは、政府保証はついていないのですけれども、同じ機関が発行しております財投機関債が17億9,900万円、17.23%。済みません。これは全体になりますので、100%にならないのですけれども。債券全体で言いますと、基金全体の43%を運用させていただいております。

（中野）例えば国債にしても地方債にしてもそうですけれども、これはやはり国等から自治体に対して割り当てみたいのはあるのですか、それとも鴻巣市が自主的に国債を買い求めているのですか。

（会計課管理者）特に国から買ってくださいというような割り当てはございません。特に現在の安倍政権、黒田日銀総裁の代になってからは日銀のほう为国債全て買い占めておりまして、自治体のほうに回ってくる国債はほとんどございません。ですので、基本的には鴻巣市のほうで有利な条件のものを選択して購入させていただいているという形でございます。

（中野）そうすると、現金で持っているより、やっぱりそういう各種いろんな金融機関に預けることによっていわば利ざやを生むということになるかと思うのですが、当然それは決められたこととして元利、元金保

証というのでなければならぬということももう法で定められているわけだから。という点で言うと、今言った国債等でやるということは、市中で出回っている各種、しかも元金が確実だということの中では、今買い求めているのはやっぱり一番有利なものであるというふうな判断から、市としてそうしたものを買い求めるという方向に持っていつているというふうな理解でよろしいですね。

（会計課管理者）債券も国が発行する国債から民間企業が発行する社債まで非常にたくさんございます。鴻巣市では、先ほどお話し申し上げました公金の管理運用基準の中で、購入できる債券につきましては国債、地方債、あとは財投機関債、いわゆる国の関係機関が発行する債券のみという形にさせていただいておりますので、リスクとしてはない、全くないというわけではございませんけれども、一般の企業の発行する社債に比べればリスクは少ないものだと考えております。

（中野）わかりました。

それから、もう一つ、どこを見ても余り出ていないのですけれども、歳計現金の運用についてもそうしたのを割と生み出すというか、利益を生み出すというようなことを絶えず担当の会計管理者あるいは会計課長としてはやっぱり持っている財産をいかに効率的に運用していくかという中の一つに歳計現金の運用というのがあると思うのです。そうした歳計現金の運用について実態、状況はどのようになっていますか。

（会計課副参事）歳計現金につきましては、定期預金等の運用をしております。28年度につきましては、6月から運用をして、元金で40億の定期預金をそれぞれ組んでおります。その利子の分を運用益として上げております。

以上です。

（中野）その場合、定期ということですが、これはやっぱり6カ月ぐらいいかなと思うのですが、大体その定期はどの程度ぐらいの期間のやつを実際、歳計現金ですから、長期できるわけないですから、どのような、幾つぐらいで定期を組むのですか。

（会計課副参事）期間を申し上げますと、まず6月の15日から10月の14

日までと、あと長期で6月の15日から12月の8日までという間で運用しています。

以上です。

(中野) わかりました。その場合、歳計現金ですから、当然そうした6カ月なり、それから12月という6月か、3カ月及び6カ月間という期間ですけれども、その間やっぱり当然、当たり前の話だと思ってくれるけれども、資金ショートをしなないということが大前提ですから、資金ショートをしなないという観点での資金運用ということをしていくということは当たり前だと思えるのですが、それは十分、3カ月先、6カ月先の歳計現金に入るものと、それから出るという見通しの上に立って、その上でこれだけ定期してもいいという、当然するのしょうけれども、そういうものについては具体的に実際会計課長あたりが組んで、それで金融機関との交渉に入っていくのですか。

(会計課副参事) 年度の当初に執行予定ということで大きな支出の動き等は把握しておりまして、あとは昨年状況等を見ながら、あと市税の納付の状況等見ながら、歳計現金がなくなるような形で運用のほうを、預け入れをしている状況になっています。

以上です。

(中野) それでは、ちょっとがらっと変わって37ページ、1点だけ聞きます。

この中で、37ページに一般寄附の中でふるさと寄附金があります。2,211万9,000円ということですが、これは政策総務常任委員会で以前も費用として去年出していたのですけれども、これはこの制度が始まって以来年々、最初はそんな、1件、2件だったのだけれども、ふえていって、特に26だったか27年度から件数がふえてきて、そういう中で今回も28年度は2,211万9,000円ですか、これは件数と、それから金額的に最高の納付金額、1件当たりで最高金額はどのぐらいになっているのかちょっと教えてください。

(企画部参事兼総合政策課長) まず、件数ですけれども、824件でございます。最高金額は、ひな人形の銅製(政策総務常任委員会会議録平成29

年9月13日開催P.1「桐製」に発言訂正)の3段飾り、120万円でございます。

(委員長) そのほか質疑ございますでしょうか。

(なし)

(委員長) ほかに質疑はありませんので、以上で質疑を終結いたします。本日の審査はこの程度にとどめたいと思うのですが、いいですか。歳入についてはこれで終わりということで、明日歳出ということで行いたいと思いますので。いいですか。

(異議なし)

(委員長) ということで散会といたします。

(散会 午後1時55分)

